

＜「海底ごみ回収処理推進のための手引」の内容＞

海底ごみ回収処理推進のための手引は以下の内容から構成されています。

(1) 本手引をとりまとめた背景（本手引の位置づけ）

本手引は、現在、瀬戸内海の漁業者によって、社会貢献的に行われている海底ごみの回収・処理の取組をさらに推進・拡大していくため、関係者の方が直面することが想定される課題に対し、海底ごみの持ち帰りに関わる工夫点・注意点等についてとりまとめたものです。

(2) 海底ごみの現状

本手引での海底ごみとは、通常操業時に網にかかったごみのうち、生物や土砂・貝殻などの自然物を除いた人工物を指します。平成19年度に瀬戸内海で実施した調査では、瀬戸内海53地点のうち、1地点を除くすべての地点でごみが確認されており、瀬戸内海の広域に海底ごみが存在していることが確認されています。調査地点における、ごみの種類は、個数及び重量ベースでプラスチック類の占める割合が最も多いことも確認されています。

(3) 海底ごみの回収処理の流れ

海底ごみの回収は、漁業者による社会貢献活動や国・県の事業として実施されているのが現状です。漁業者が持ち帰った海底ごみは、保管・前処理、運搬段階を経て最終的に、地元市町村の一般廃棄物処理施設を使用して処理されるか、廃棄物処理業者に委託して処理されることとなります。本手引きでは特に漁業者が社会貢献活動として、市町村の一般廃棄物処理施設での処理を行う場合を念頭におき、その注意点・工夫点をとりまとめました。

(4) 海底ごみを持ち帰るに当たっての注意点

社会貢献活動として漁業者が持ち帰った海底ごみを、市町村の処理施設へ持ち込む場合は、事前に受入れ施設側の条件を確認しておくことが重要です。施設側の受入れ条件は地域によって異なっているため、漁業者が市町村との相互の理解を深めることをまず念頭におき、取り組むことが重要です。

(5) 海底ごみの回収処理

海底ごみの回収は、漁業者が操業に伴い引き揚げた海底ごみを社会貢献活動として持ち帰ってもらうことに頼る部分が大いなのが現実です。このため漁業者には、漁業活動に際して回収された海底ごみを可能な範囲で、かつ、継続的に持ち帰ることを期待します。また、漁業協同組合には、漁業者と行政の調整を行うとともに、漁業者が持ち帰った海底ごみの保管、管理、運搬等の支援をする役割を期待しています。手引では、海底ごみの回収処理段階を①持ち帰り段階②保管・前処理段階③運搬段階④処分段階に分け、各段階における注意点・工夫点を記載しています。